



**飯高とっとき
たより**

第175号

～令和7年4月～
発行：松阪市飯高地域振興局
電話：46-7121

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/>

済生会松阪総合病院による「健康講座・住民健診等」のお知らせ

この講演会・健診は、済生会松阪総合病院の社会福祉事業の一環として実施します。
飯高地区にお住まいの下記の対象年齢の方であれば、どなたでもお申込みいただけます。

日 時 **5月31日(土)** 午前中

場 所 飯高地域振興局

内 容 ★各種検査(腹部超音波検査・頸動脈超音波検査等)(※要予約)

★内科専門医師による「健康講座」開催時間9時～9時30分(予約不要)

★内科専門医師・看護師等による「健康相談」開催時間9時30分～11時(予約不要)

※下記検査をご希望の方は、内科専門医師による「健康講座」を必ず受講して頂きます。

(検診のみを希望の方は受付できません。)

検査をご希望の方は、下記よりどちらかをお選びください。

選択の検査項目(定員 40 名)	年齢	受付時間・注意事項等	共通の項目
① 腹部超音波検査 〔肝臓・すい臓・腎臓・膀胱・脾臓 前立腺などをみます。〕	20 歳 以上	8 時 00 分 ～9 時 00 分 ※混雑緩和の為、来所時間を指定させていただきます。 ※9時からは、内科専門医師による「健康講座」を受講して頂きます。 ※腹部超音波検査の方は朝食を抜いてください。	●血圧測定 ●簡易血糖値測定 ●心電図検査 ●医師による 診察・相談 ☆医師による 健康講座
② 頸動脈超音波検査 〔首の血管で動脈硬化の兆候を みます。〕	40 歳 以上		

※最近の健診結果や病院での血液検査の結果、お薬手帳があればお持ちください。

※スマートフォン等で、右のQRコードからでもご予約できます。

「QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です」



申込みは
こちらから

受付期間：4月22日(火) 8時30分 ～ 5月9日(金) 17時

(申・問) 地域住民課 ☎ 46-7112

松阪市議会「議員と話す会」を開催します

～第24回議会報告会～



詳細は
こちら



あんなこと
こんなこと

**議員とお話
しませんか？**

松阪市議会 議員と話す会

日ごろ市民の皆さんが考えておられる
市政の課題や想いを一緒にお話しませんか？

5月14日(水)
午後7時～
松阪公民館

5月15日(木)
午後7時～
飯南産業文化センター

5月21日(水)
午後7時～
産業振興センター

5月22日(木)
午後7時～
三雲 天白公民館

(申・問) 議会事務局 ☎ 53-4434

松阪市有害鳥獣防護柵設置補助金について

松阪市では、有害鳥獣による農作物への被害防止を目的に、防護柵及び電気柵の設置に必要な材料に対して、補助金を交付しています。



対象者：市内在住の農地所有者及び耕作者

申請限度：1世帯につき、年度内1回（以前に防護柵設置補助を受けた土地や、登記地目が田畑以外の土地は申請できません。ただし、申請年度から起算し7年を経過した場合は、再度申請することができます。）

対象経費：防護柵及び電気柵の設置に係る資材費（個人間の資材の譲り受け等による売買や、工事費等は対象外）

補助額：対象経費の2分の1に相当する額（上限50,000円）。この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※補助金には、限りがございますので、申請をお断りさせていただく場合がございます。

※補助金の交付を受ける際は、資材購入前に申請書等をご提出いただく必要があります。

詳細につきましては、西部農林水産事務所までお問合せください。

（問）西部農林水産事務所 ☎46-7114

耕作放棄地となっている茶園の茶樹伐根を支援

松阪市では、耕作放棄地の再生を目的に、4月～翌年の3月まで補助金を交付しています。



●対象者／市内に住所を有する農地所有者及び耕作者（小作人を含む。）

●補助額／茶園転換を行った農地の面積10アール(1反)あたり50,000円を乗じて得た額
例：1アール(1畝)の場合、5,000円を交付します。

この場合において、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※茶園転換：市内の耕作放棄地となっている茶園の茶樹を抜根したのち、茶以外の作物の作付けを計画すること。

※茶樹を抜根した農地は補助金の交付の対象となった年度から起算して5年間は野菜・果樹などの作付を行うこと。

（問）西部農林水産事務所 ☎46-7114

本庁管内：農水振興課 ☎53-4192

行政書士による市民相談会のお知らせ

●とき・ところ

5月8日（木）午後1時30分から4時まで

飯高地域振興局 応接室2

●内容

相続、遺言、事業承継、成年後見制度、農地法関係など

相談は無料です
（予約優先）



（問・申）三重県行政書士会 松阪支部 ☎080-4845-0188

【5月開催】まるとサロンのご案内

20日（火） 飯高保健センター

27日（火） 飯高林業総合センター

※開催時間は、各日午後1時から午後3時までです。

※飯高林業総合センターでは卓球ができます。

室内シューズのご準備をお願いいたします。

※どの地区にお住まいの方でもご希望の会場へお越しいただけます。



西部水道浄化槽事務所からのお知らせ

公共浄化槽使用料の減免申請の受付を開始します

●対象／飯南・飯高地域で市が維持管理している浄化槽を使用し、次の条件に該当される方
【減免条件】

- (1) 住民税非課税世帯のうち、世帯全員が70歳以上の場合
- (2) 住民税非課税世帯のうち、65歳以上で独居の場合
- (3) 住民税非課税世帯のうち、世帯全員が重度障がい者又はこれに準じる場合
- (4) 生活保護世帯の場合
- (5) 10人槽及び8人槽を使用しており、使用人数が6人以下の場合（2世帯住宅は除きます）

●提出期限／6月30日（月）

※提出期限後でも申請できますが、減免される期間が短くなります。

●減免期間／令和7年8月分～令和8年7月分

※現在減免を受けられている方も申請が必要です。

また、減免の条件に該当しなくなった時も届出が必要です。



申込フォームはこちら

公共浄化槽の保守点検・清掃について

市管理の公共浄化槽は、浄化槽法に基づいた保守点検（年3～4回）・清掃（年1回）を定期的に実施します。ご利用の皆様には作業実施時にご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

<作業予定月>

深野・宮前	4月、 8月、 12月
仁柿・横野・波瀬	5月、 9月、 1月
粥見・森	6月、 10月、 2月
有間野・向粥見・川俣	7月、 11月、 3月

※都合により作業月が異なる場合があります。

※お留守の場合でも作業をさせていただきます。

また、作業にはご家庭の水道を使用させていただきますのでご了承ください。

※浄化槽の上に車などが置いてある場合は、移動していただきますようお願いいたします。

地域おこし協力隊

vol. 5

『山下 竜也』の活動日記

私は広告カメラマンの仕事をしてながら、アート書や写真集を扱う古本屋「granne308（グランネサンマルハチ）」を営んでいます。

1月11日に飯高町宮前の「宮前まちづくり会館」で出張販売をさせていただきました。飯南飯高地域では本屋さんが少ないこともあり、多くの地域の方々に足を運んでいただきました。皆さまが本との新しい出会いを楽しまれる様子や、温かな交流を通じて、私自身も心温まる貴重な時間を過ごすことができました。

現在は通販と出張販売を中心に活動していますが、これからも松阪市の山間部を中心に、本を通じた地域の皆さまとの交流や、新しい本との出会いのきっかけづくりのお手伝いできればと考えています。将来的には、地域の文化発信の場となるような実店舗も開けたらと思っていますので、良い物件がございましたらぜひご紹介いただけますと幸いです。また、古本に関するお悩みがございましたら、お気軽にご相談ください。本との新しい出会いを楽しみにお待ちしております。



granne308(グランネサンマルハチ)
電話番号 080-9535-9031

松阪市地域おこし協力隊の
 Instagram



松阪市地域おこし協力隊の
 Facebook



※地域おこし協力隊・・・人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度です。

「移住&空家バンク」のご相談について

【内 容】① 移住に関する相談 ② 空家バンクに関する相談

【対 象】・松阪市への移住をお考えの方・松阪市中山間地域の空家をお探しの方
・松阪市中山間地域の空家を売りたい、貸したいとお考えの方
※松阪市中山間地域：飯南・飯高・嬉野(宇気郷／中郷)



(問) まつさか移住交流センター(松阪市飯高町宮前 179-1)

☎ 68-9782 (飯高茶屋内)

営業時間：午前9時～午後5時 休業日：祝祭日及び年末年始

